

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことが継続できるよう支援するため、大崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項アの（イ）に規定する住民主体による支え合い訪問型生活支援（訪問型サービスB）を行う団体（以下「実施団体」という。）に対し、予算の範囲内において大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、総合事業実施要綱で使用する用語の例による。

（補助対象団体）

第3条 この補助金の交付の申請をすることのできる実施団体は、次に掲げる団体とする。

（1） まちづくり団体（自治会、町内会、地域自治組織又は地域福祉を行う団体をいう。）

（2） 前号に掲げるもののほか市長が適当と認める団体

2 前項に定めるもののほか、実施団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 活動拠点が市内にあること。

（2） 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと。

(3) 実施団体の規則、会則等により、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。

(実施の内容)

第4条 住民主体による支え合い訪問型生活支援の実施内容は、利用者の居宅において行うもので、日常の困りごとに対する支援とし、別表第1に掲げる項目を1つ以上含めるものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業の運営及び立ち上げに係る経費で別表第2及び別表第3に掲げるものとする。ただし、補助対象事業の立ち上げに係る経費は、補助対象事業を立ち上げる年度に限る。

(利用者)

第6条 この事業の利用者は、居宅要支援被保険者及び事業対象者とする。ただし、実施団体が、障害者、居宅要介護被保険者又は要支援・要介護認定を受けていない高齢者等へ生活支援の提供を妨げるものではない。

(利用者負担額)

第7条 実施団体は、住民主体による支え合い訪問型生活支援を実施するに当たり、利用者負担額徴収の有無を定め、これを公表しなければならない。

2 実施団体は、利用者負担額を徴収すると定めたときは、利用1回当たりに係る金額等について定め、これを公表しなければならない。

(実施団体が遵守すべき事項)

第8条 実施団体は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請を受けようとする実施団体（以下「申請団体」という。）は、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） 団体の規則・会則等
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第11条 前条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定に基づく補助対象事業の変更に係る申請又は同項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止に係る申請を行おうとするときは、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を承認するときは、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業を完了した実施団体（以下「事業完了団体」とい

う。)は、規則第13条第1項の規定に基づき、大崎市住民主体による
支え合い訪問型生活支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲
げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助対象となる利用者の名簿
- (4) 事業従事者の名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告が提出されたときは、規則
第14条の規定に基づき、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支
援事業補助金確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定通知後に交付す
るものとする。ただし、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第16
条のただし書の規定により、概算払いの方法により交付できるものとす
る。

2 事業完了団体は、前条の規定による確定通知を受けた日以後速やかに、
大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金請求書(様式
第11号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、概算払いによる事業交付金の交付を受
けようとする事業完了団体は、第10条の規定による補助金交付の決定
通知を受けた日以降速やかに、大崎市住民主体による支え合い訪問型生
活支援事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 4 条に係る実施項目

- ア 掃除（居室内やトイレ・卓上等の清掃，ゴミ出し）
- イ 洗濯（洗濯機又は手洗いによる洗濯，洗濯物の乾燥（物干し），洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ）
- ウ ベッドメイク（利用対象者不在のベッドでのシーツ交換，布団カバーの交換等）
- エ 衣類の整理・被服の補修（夏・冬物等の入れ替え等，ボタン付け，破れの補修等を含む）
- オ 一般的な調理・配下膳（一般的な調理，配膳，後片付けのみ。）
- カ 日用品等の買い物（内容の確認，品物・釣銭の確認を含む、），薬の受け取り
- キ 家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・居室内の模様替え
- ク 草むしり，花木の水やり，植木の剪定等の園芸作業
- ケ 大掃除，窓のガラス磨き，床のワックスがけ
- コ 犬の散歩等ペットの世話
- サ 灯油入れ
- シ 雪かき
- ス 書類・郵便物等の確認，手続きの助言
- セ 新聞・書類等の代読，パソコン操作
- ソ 散歩・買い物等外出時の付き添い
- タ 正月，節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- チ 室内外家屋の修理，ペンキ塗り
- ツ その他市長が認めるサービス

※上記の活動に付随した「話し相手（対話や傾聴）」，「見守り」も活動内容として認める。

別表第 2（第 5 条関係）

運営費補助

補助対象団体	補助対象経費	補助限度額
町内会，自治会，親交 会，行政区の単位	(1) 調整役人件費 (2) 謝金 (3) 旅費	1 月 当 たり 8, 0 0 0 円 × 実 施月数
行政区の複合体，地域 づくり委員会の単位	(4) 消耗品費 訪問型生 活支援で利用する物品等 で，1 品当たり 2 0, 0 0 0 円未満のもの。ただ し，2 0, 0 0 0 円未満 のものであっても，社会 通念上明らかに高価であ ると認められるものは対 象外とする。	1 月 当 たり 1 6, 0 0 0 円 × 実施月数
中学校区，まちづくり 協議会の単位	(5) 燃料費（支援従事者 が利用の調整等に要した 燃料代，事務の拠点等に 要した灯油代等） (6) 印刷製本費 (7) 光熱水費 (8) 役務費（通信費・保 険料等） (9) 使用料及び賃借料 （会場使用料・家賃）	1 月 当 たり 2 0, 0 0 0 円 × 実施月数

	(10) その他事業の運営 に必要と認められる経費 ※支援従事者への人件費・ 謝礼，施設整備費用，食糧 費，賄材料費は対象外とす る。	
--	--	--

立ち上げ補助

補助区分	補助対象経費	補助限度額
立ち上げ補助	事業立ち上げの初年度に要 する以下の経費 (1) 調整役人件費 (2) 謝金 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 燃料費 (6) 印刷製本費 (7) 光熱水費 (8) 役務費 (9) 備品購入費 (10) その他事業の立ち 上げに必要な経費	100,000円

別表第 3（第 5 条関係）

項目	運営費補助	立ち上げ補助
調整役人件費	支援の利用調整等を行う者に係る人件費（コーディネート業務，利用料金の徴収等）	立ち上げ準備に係る人件費
謝金	講師への謝礼等	講師への謝礼等
旅費	講師の交通費，活動旅費等	講師の交通費，活動旅費等
消耗品費	事業の運営に必要な事務用品等の購入費等	事業の立ち上げに必要な事務用品等の購入費等
燃料費	事業の運営及び調整役の連絡調整等に係る燃料費等	事業の立ち上げに係る連絡調整等に係る燃料費等
印刷製本費	チラシ等の印刷及び製本費	チラシ等の印刷及び製本費
光熱水費	事業の運営に伴う光熱水費	事業の立ち上げに伴う光熱水費
役務費	通信運搬費，広告料，保険料等	通信運搬費，広告料，保険料等
使用料及び賃借料	会議室等の借上げ料等	会議室等の借上げ料等
備品購入費	事業の運営に必要な備品の購入費等	事業の立ち上げに必要な備品の購入費等
その他経費	上記のほか事業の運営に必要であると市長が認めた経費	上記のほか事業の立ち上げに必要であると市長が認めた経費

（注）次に掲げる経費は，補助の対象としない

ア スタッフ・ボランティアが住民主体による支え合い訪問型生活支援

を提供する場合の謝金等の直接人件費

イ 20,000円以上の備品や施設整備の費用（ただし、立ち上げに係るパソコン購入等の経費を除く。）

ウ 補助対象事業と関係のない従業員の募集・雇用に要する費用

エ 補助対象事業と関係のない広告・宣伝に要する費用

オ 食材料費及び、調理に係る費用等，利用者個人に直接的な利益となる費用

カ 補助金交付決定日より前に支出した経費

様式第 1 号（第 9 条関係）

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

団体名 _____
所在地 _____
代表名 _____ 印 _____
電話番号 _____

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

- 添付書類
- 1 事業計画書（様式第 2 号）
 - 2 収支予算書（様式第 3 号）
 - 3 団体の会則等
 - 4 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

団 体 名				
事業計画	実施期間	年 月 ～ 年 月		
	利用調整役	氏名 _____		
		氏名 _____		
	受付等連絡先	T E L : _____		
		F A X : _____		
		E-Mail : _____		
	活動実施（予定）区域			
	利用者負担（利用料）	☐ あり（内容 _____） ☐ なし		
	会費等	☐ あり（入会金 _____ 円，年会費 _____ 円） ☐ なし		
従事予定者	名（※添付名簿による）			
加入（予定）保険会社		保険の 種 類		
支援（予定）実施内容				

※上記の内容について，大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 7 条に基づき，公表するとともに，関係機関に情報提供することを同意します。

収支予算書

歳入 (単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳
補 助 金		
利 用 料		
諸 収 入		
計		

歳出 (単位：円)

区分	歳出予算額	補助金充当額	内訳
調整役人件費			
活動費			
謝金			
旅費			
消耗品費			
燃料費			
印刷製本費			
光熱水費			
役務費			
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
計			

様式第 4 号（第 10 条関係）

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業

補助金交付（不交付）決定通知書

大崎市指令（ ）第 号

（団体名）

（代表者）

年 月 日付で交付申請のあった大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付申請については、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により下記条件を付して、金 円を交付します。
（交付しないこととしたので通知します。）

年 月 日

大崎市長

印

記

（交付する場合）

- 1 規則及びこの要綱を遵守すること。
- 2 規則及びこの要綱に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 使用目的以外に使用させようとするときは、市長の承認を受けること。

（交付しない場合）

不交付の理由

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業

補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

大崎市長 様

団体名 _____

所在地 _____

代表名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）の内容

2 （変更・中止・廃止）の理由

3 添付書類

第 号
年 月 日

様

大崎市長 印

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業
補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金に係る事業の（変更・中止・廃止）について，下記のとおり承認しますので，大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助内示額
- 2 承認の内容
- 3 承認の理由

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金

実績報告書

年 月 日

大崎市長 様

団体名 _____

所在地 _____

代表名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付け大崎市指令 第 号で交付決定を受けた大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 添付書類
- 1 事業実績書（様式第 8 号）
 - 2 収支決算書（様式第 9 号）
 - 3 補助対象となる利用者の名簿
 - 4 事業従事者の名簿
 - 5 その他市長が必要と認める書類

事業実績書

□年間実績

支援実施延べ件数	回（活動延べ日数 日）
利用者数（実人員）	人（内 要支援及び事業対象者 人）
従事者数（実人員）	人（※名簿添付）

実施月	利用者数 （実人数）	支援実施 延べ件数	支援内容
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			

収支決算書

歳入 (単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳
補 助 金		
利 用 料		
そ の 他		
計		

歳出 (単位：円)

区分	歳出予算額	補助金対象額	内訳
調整役人件費			
活動費			
謝金			
旅費			
消耗品費			
燃料費			
印刷製本費			
光熱水費			
役務費			
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
計			

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長 印

年 月 日付け大崎市指令 第 号にて交付決定した大崎市住民主体
による支え合い訪問型生活支援事業補助金については、 年 月 日付けで提出
されました大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業実績報告書に基づき、大崎
市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定によりその
額を 金 円に確定する。

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金請求書

年 月 日

大崎市長 様

名 称

所 在 地

会 長 名 印

電話番号

年 月 日付け大崎市指令 第 号で交付決定のあった大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金について、大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項（第 3 項）の規定により、下記金額を（概算払いの方法により）交付されるよう請求します。

記

請求額 金 円

金融機関名 (郵便局以外)	銀行・農協・信用組合 信用金庫・労働金庫	本店・() 支店 本所・() 支店 () 出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		